

鳥取三十二万石お城まつり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取三十二万石お城まつり事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、貴重な文化・観光資源である鳥取城をテーマとした鳥取三十二万石お城まつり事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、補助金を交付することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取三十二万石お城まつり実行委員会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する会場設営費、広報部会費、イベント部会費、出店部会費及び本部費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費（助成金、協賛金及びその他の収入（本補助金を除く。）を補助対象経費以外の経費に充当し、なお残額が生じる場合は、その残額を除く。）に10分の10を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

第9条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。